

◎新潟県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、佐渡市の金井土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年7月11日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

理事 佐渡市金丸315 計良 進

退任年月日 令和7年6月27日